

11 その他

- 1. 著作権..... 162
- 2. ハラスメント防止..... 164
- 3. 個人情報の保護に対する考え方..... 166

1. 著作権

著作権とうまく付き合うために

近年、社会のあらゆる面においてデジタル化やネットワーク化が急激に進み、芸術大学で学ぶ私たちを巡る環境も大きく変化しつつあります。作品やレポートの制作プロセスや手法、その利用法や流通法などもまた、大いに変化しつつあります。これらの新しいテクノロジーを上手に取り込んだ新しい表現が可能になる一方で、気づかずに他者の権利を侵害してしまっているケースも増加しているようです。そしてそのことが何らかのトラブルに発展するということも考えられます。

芸術大学に集う私たちにとって、自身の想いを自由に表現しようとする 것과、他者の表現を尊重することとは等しく大切なことです。知らず知らずのことであっても自分の表現が他者の表現を侵害することに繋がれば大変悲しいことです。ここにはひとりひとりがお互いの制作創作活動を尊重するために必要な最低限度の知識を共有できるようQ&Aをまとめてあります。身近で具体的な事柄が中心ですので、よく読んで役立てて頂ければと思います。学生のみなさん、教職員ともにお互いの表現を尊重して気持ちよく制作が行える環境づくりに取り組んでいきたいと思っています。

〈レポート作成〉

Q1.自分で書いたレポートをホームページ上で公開してもよいですか？

A. あなたが書いたレポートの著作権はあなたにあります。レポートをホームページ上で公開する場合には、誰からの許可も必要ありません。

ただし、添削指導を受けたレポートは異なります。添削指導評価書やレポートへの書き込みなどの著作権は、添削した教員が内容を検討し、相当部分について補正加筆するなど、創作行為があったと認められる場合は、添削した教員に生じることになります。添削指導を受けたレポートをホームページ上で公開する場合は、添削した教員の許可を必ずとってください。さらに、課題（試験問題文）もそれを作成した教員に著作権があります。課題の文章がわかってしまうような形で公開する場合は、課題を作成した教員の許可が必要です。

Q2.俳句、短歌、標語、キャッチコピー、映画のタイトルなどをレポートに書く場合、出典の明示は必要ですか？

A. 「俳句」「短歌」「標語」「キャッチコピー」、このなかで著作権が認められる可能性が高いのは「俳句」「短歌」です。「俳句」「短歌」を引用する場合は、必ず出典を明らかにしましょう。著作権の保護を受けるためには、創作性がなければいけません。そのため、「俳句」「短歌」には著作権が認められる可能性が高いのです。ただし、「標語」「キャッチコピー」などの短い文章や言葉に対しても、言語の著作物として創作性が認められるような表現であれば、著作物性が認められる場合があります。その場合は著作権の保護を受けることになります。また、映画・書籍・音楽などのタイトルは、著作権が認められないことがほとんどです。こうしたタイトルまで規制してしまうと、新たな物を作ることができなくなってしまうからです。

Q3.レポートに書籍の文章を引用するとき、どの程度までなら許されますか？

A. 著作権の保護をうけるのに、文字の分量は関係ありません。そのため著作権は、引用する文章の分量によって左右されることはありません。長いものでも、短いものでも、それに創作性があれば著作権が発生します。レポートに他人の文章を引用するのは、自分の論を補強することが目的です。そのため、①引用する著作物の出典を明示すること、②引用の目的上正当な範囲内であることの2点が引用の条件です。もちろん、引用する文章をむやみに変えたり、断りなく省略してはいけません。以上の条件がクリアできていれば、作者（著作権者）の許可がなくても、文章を引用することができます。

〈インターネットの利用〉

Q4.インターネットに掲載されている写真や図版を、そのままレポートに使ってもよいですか？

A. 個人で楽しむためや、教育的指導の過程で使用することを目的とするのであれば、新聞・事典・インターネットなどの写真や図版をコピーすることが許されています。ただし、それをレポートとしてまとめ、提出するような場合は、Q3の引用の条件を満たす必要があります。

また、そうして集めた写真や図版に基づいて書いたものを、そのまま複製して配布することや、ホームページ上で公開することは禁止されています。個人的な楽しみや教育目的の範疇を越えたものになってしまうからです。その場合は、必ず作者（著作権者）の許可を得る必要がありますので、注意してください。

〈スクーリング〉

Q5.授業を撮影(もしくは録音)して後日、授業を受けられなかった友達を集めて上映会を開いてもよいですか?

- A. 授業の著作権は、講義をする教員にあります。そのため、教員の許可なしにそれを撮影・録音することは、著作権の侵害になる場合があります。さらに、同じ授業を受けている他の学生の姿やその作品なども記録してしまう可能性があります。その場合は、他の学生の肖像権や著作権を侵害することにつながります。そこで、本学においては、授業の内容を撮影・録音することは原則禁止しています。▶ p.58参照 ただし、やむをえないと判断できる事情がある場合は、撮影・録音を許可する場合がありますので、スクーリング開講の2週間前までに質問票(メール・FAX・郵便)に詳細を記載のうえ、通信教育部事務局へ連絡してください。また、他の受講生たちの許可をとる必要もあります。

Q6.授業中に制作した自分の作品がとても気に入りました。これを撮影して自分のブログに載せてもよいですか?

- A. 授業をしている教室を許可無く撮影することは禁止されています。ですので、授業中に許可無く撮影することはできません。教員による教育的指導のもとに制作した作品には、あなただけでなく、教員にも著作権が発生する場合があります。ブログに載せるにあたっては、自分の作品であったとしても、教員に一言断っておくほうが良いでしょう。

〈作品制作〉

Q7.模写をするとき、作家(著作権者)の許可は必要ですか?

- A. 絵画や写真などを模写するとき、個人的な使用を目的とする場合や、教育的指導の過程で使用するを目的とする場合は、作家の許可は必要ありません。しかし、上記以外の使用を目的とする場合は、作家の許可が必要になります。ただし、著作権には保護期間(通常は作家の死後50年間)が設けられており、それを超過すれば作家の許可は要りません。
また、「画風」には著作権がありませんので、例えばセザンヌ風の技法でオリジナルの絵画を制作しても問題はありません。

Q8.画集・絵はがきなどを使ってコラージュやパロディを制作するとき、どのくらいの範囲までなら許されますか?

- A. 著作権の保護を受けている絵画や写真を使う場合であっても、当該著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないようなコラージュやパロディであれば、著作権を侵害したことにはなりません。著作権の保護期間は、基本的に作者の死後50年間ですから、江戸時代の浮世絵などに権利はありません。著作権の保護外のものは、自由にコラージュやパロディ化することができます。
過去に、著作権保護を受けている写真の一部を使ったパロディ作品が訴えられたことがあり、最高裁では著作者人格権(同一性保持権)の侵害が認められました。この判決は、パロディを正面から議論したものではなく、パロディが認められるための要件については未だ確定的ではありませんが、パロディが既存の著作物の翻案にあたるのか、やむを得ない改変といえるのかなどを考慮して、個別の案件ごとに判断されることになると思います。

〈卒業後〉

Q9.授業中に制作した作品や、課題のために提出した作品を、公募展に出品してもよいですか?

- A. 作品の著作権は、作品を制作した人にあります。授業であっても、課題のためであっても、あなたがつくったのであれば、基本的にあなたが著作権者です。しかしながら、授業や課題において制作する作品は教員の指導があることで作品としての質が高められるものであり、課題は教育上の効果を高める目的で学生のみさんのためにつくられています。そのため、授業中に制作した作品や課題のために提出した作品を公募展に出品される場合は、コース教員や研究室への確認を推奨します。また主催者側で規定がある場合がありますので主催する団体にも確認してください。

【著作権に関する主な問い合わせ】

公益社団法人 著作権情報センター (CRIC)

〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 22階

TEL 03-5309-2421 FAX 03-5354-6435

著作権相談専用番号 TEL 03-5333-0393

[URL] <http://www.cric.or.jp>

文化庁長官官房著作権課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (代) FAX 03-6734-3813

[URL] <http://www.bunka.go.jp>

【著作権に関する主な参考文献】

『実務者のための著作権ハンドブック(第九版)』

著作権法令研究会編著、著作権情報センター刊、2014年

『著作権法入門 2018-2019』

文化庁編著、著作権情報センター刊、2018年

『著作権関係法令集(平成27年版)』

著作権法令研究会編、著作権情報センター刊、2014年

『これからの知財入門 変革の時代の普遍的知識』

国立大学法人山口大学大学研究推進機構知的財産センター、日経BP社、2016年

『民法でみる知的財産法(第2版)』

金井高志著、日本評論社、2012年

『法のデザイン - 創造性とイノベーションは法によって加速する』

水野祐、フィルムアート社、2017年

『CODE -VERSION2.0』

ローレンスレッシング著(山形浩生訳)翔泳社、2007年

2. ハラスメント防止

本学では、安心して就学、就労できる教育環境を作っていくことをめざしています。学生の皆さん、教職員ともにハラスメントの意味を理解し、各自が果たすべき責任を自覚して、ハラスメントのない快適な教育環境づくりに取り組んでいきましょう。全ての人々の人権を尊重すべき大学において、ハラスメントは許してはならないものです。

ハラスメントとは

ハラスメントとは、直訳では「嫌がらせ」の意味であり、不適切な発言、行為等によって、相手側に不快感や不利益を与えたり、差別的もしくは不当な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害する行為を云います。以下にハラスメントに該当する行為の具体例をあげます。

- ・客観的な根拠や事実なく、特定個人の人格否定をしたり、誹謗中傷を繰り返すこと。
- ・身近な人の非を見つけ、人間的な価値を貶める言動でもってその人を非難すること。
- ・言葉(罵倒)や態度(冷遇)による暴力を継続的に浴びせること。
- ・相手の意に反して私的な用事を依頼したり、従事させること。
- ・教職員の学生に対する関係、学生の教職員に対する関係、先輩後輩関係といった相互の立場や関係を利用して、人格を侵害する嫌がらせを繰り返すこと。
- ・利己的な要求を行い、それを拒否された為に不適当な評価等の嫌がらせを行うこと。

- ・根拠や必然性(の説明や指導)なく、無理無謀な成果目標を押し付けること。
- ・授業を受けさせない、受講科目の変更を迫るなどの妨害行為を行ったり、プライバシーを暴露すること。
- ・相談、教育指導と称して、退学勧奨や退学(職)勧告を継続的に持ちかけること。
- ・会食の席などで、飲酒の無理強いやお酌の強要をしたり、体に触れること。
- ・執拗につきまとう、あるいは性的行為に誘うなど、交際の働きかけをすること。
- ・不特定の相手に対してわいせつな写真や画像を掲示すること。
- ・「男性のくせに」とか「だから女性は・・・」というように性差を一般化してそれに対する軽蔑的な発言や態度を示すこと。

ハラスメントを未然に防止するためには

お互いの人格を尊重し合い、相手のいやがることや不快に思うことをしないことが重要です。そのためには「自分の行為が相手にとって不快とならないか」という想像力が大切です。たとえ本人にそのつもりが無くてもハラスメントになり得ることを忘れないでください。

ハラスメントを受けたら、見たら

スクーリング授業、添削課題等、通信教育課程で学ぶなかでハラスメントではないかと思ったとき、被害にあったときは、一人で悩まないで信頼できる周りの人に話して助けてもらうことを考えてください。

本学では、芸術文化の創造探求にふさわしい豊かな人間関係を維持していくために「人間関係委員会」を設置しています。「人間関係委員会」では学内の独立した機関として学生や教職員の相談に応じています。被害を受けた学生に限らず、その学生から相談を受けた学生、教職員、加害者とみなされてしまった人、そのような懸念を持つ人も相談することができます。相談窓口では、相談者個人の秘密やプライバシーは徹底して守られますので、安心して相談してください。

あなたが被害にあったら

- ・相手の行為を我慢したり、一人で悩んだり自分を責める必要はありません。
- ・相手に自分がいやだと感じていることを知らせましょう。一人で言えない場合は、友人や信頼できる人に助けてもらいましょう。
- ・当事者同士で解決できないと感じたら、すぐに相談窓口にご相談しましょう(いつ、どこで、誰から、どのようなことをされ、どのように思ったかを記録しておきましょう)。

あなたの周囲に被害にあっている人がいたら

- ・不快な場面を目撃したら、見過ごさないで注意をしましょう。
- ・必要なら、証人になってあげましょう。
- ・被害者の相談にのり精神的に支えてあげましょう。
- ・相談窓口へ連絡するよう勧めましょう。

セクシャル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動や行為のことで、それによって相手に屈辱感や精神的苦痛、不安感を与え、教育研究活動や職場環境を悪化させること。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において指導的立場にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手の自由で主体的な学習活動や研究活動を害すること。

パワー・ハラスメント

職場や課外活動において優位的立場にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手に不利益や損害を与え、修学や就労の意欲や環境を害すること。

モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって人の心を傷つける精神的な暴力や嫌がらせのことで、それによって相手に精神的苦痛や不安感を与え、教育研究活動や職場環境を悪化させること。

セクシャル・ハラスメントの加害者にならないために

あなたが「場を和ますため」や「感謝の気持ちを表すため」にしたことが、もしかしたらセクシャル・ハラスメントになっているかもしれません。相手の気持ちを尊重すること、それがセクシャル・ハラスメントのない環境を作る第一歩です。セクシャル・ハラスメントの加害者にならないために、自分自身をチェックしてみてください。

相手の気持ちを想像してみましょう

☒ 無言のサインを感じ取ることができますか？

身体をスッとよける、視線をそらす、ふたりの間にモノを置くなどといった態度や、歯切れの悪い返事、声のトーンなどから、相手がどのような気持ちなのかを想像してみましょう。

☒ 自分の大切な人がされてもいい言動ですか？

自分がしていることや言ったことを、自分の大切な人（家族や恋人、それに準じた極めて親しい人々）がされても許せますか？許せないことなら、それは控えましょう。

☒ 受け手によって感じ方が違うことを理解していますか？

性に関する言動の受け止め方は、人によって大きな差があります。自分の考えや感じ方を相手に強いるのではなく、ひとりひとりの気持ちを尊重しましょう。

相手を不快にさせるような言動は慎みましょう

☒ 生理的な不快感を与えていませんか？

息遣いや目線、態度などから性的なことを連想させ、不快感を与える場合があります。たとえセクシャル・ハラスメントにはならなくても、マナーを守ることは大切です。

☒ 学生としてふさわしい言動ですか？

コミュニケーションをとるために性的な話題はいりません。他の話題がいくらでもあります。

これだけは知っておいてください

セクシャル・ハラスメントは、被害者は言うに及ばず行為者にも大きな傷を残す難しい問題です。どのような状況下で起こるかを知り、未然に防ぐことが大切です。行為者の行動がセクシャル・ハラスメントにあたるか否かを計る客観的な基準はありません。相手が不快に思ったか否かが唯一の基準です。

【通信教育課程ハラスメント相談窓口】

- ・ご相談は、下記宛先に郵送いただくか、専用メールアドレスにて受け付けします。
- ・相談者および関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、真相解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速にとりおこないます。
- ・スクーリング授業、添削課題等、通信教育課程で学ぶなかで発生したハラスメントに関するご相談を対象とします。

郵 送 先： 〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山2-116
京都造形芸術大学 通信教育部事務局 ハラスメント相談窓口
電子メール： (t_harassment@office.kyoto-art.ac.jp)

3. 個人情報保護に対する考え方

通信教育部では課程の性質上、様々な提出物においてみなさんの学籍番号、氏名、住所等を記載していただく必要があります。通信教育部においてはこれらの情報を教育運営の目的のみに用い、漏洩なきよう厳重に管理しますので、これらの事項が必須となる書類等への個人情報取扱いに関する記載は省略させていただきます。

- (例)
- ・スクーリング受講申込書、テキスト科目課題（レポート、作品）
 - ・レポート提出封筒裏面、作品返送用宛名シール
 - ・上記の他、大学とのやり取りで恒常的に学籍番号、氏名、住所等を記入する必要があるもの

なお、封筒裏面やはがき等への差出人の記載についても、すべて記入することを原則とします。ただし、記載事項の一部（住所、提出課題名等）において記入を控えたい場合、郵送途中に差出人確認が行えない、受付時に提出者が明記されておらず受け付けできない等の不測の事態に対応できない可能性を了解した上で、各自で記入の有無をご判断ください。